

# てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想



平成28年11月15日

てしかがエコまち推進協議会



# てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 1. てしかがスタイルのエコツーリズムを推進する地域              | 1  |
| 1) 推進の目的と方針                             | 1  |
| (1) 推進の背景と目的                            | 1  |
| (2) 推進に当たっての現状と課題                       | 3  |
| (3) 推進の基本的な方針                           | 5  |
| 2) 推進する地域                               | 6  |
| (1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方                | 6  |
| (2) 推進地域のゾーニングの考え方（ゾーニングする場合）           | 7  |
| 2. 対象となる自然観光資源等                         | 8  |
| 1) てしかがスタイルのエコツーリズムの自然観光資源              | 8  |
| (1) 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの          | 8  |
| (2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの | 20 |
| 2) その他の観光資源の名称と所在地など                    | 21 |
| 3. エコツーリズム実施の方法                         | 22 |
| 1) ルール                                  | 22 |
| (1) ルールによって保護する対象                       | 22 |
| (2) ルールの内容及び設定理由                        | 22 |
| (3) ルールを適用する区域                          | 31 |
| (4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法                | 31 |
| 2) ガイダンス及びプログラム                         | 32 |
| (1) 本地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方              | 32 |
| (2) 主なガイダンス及びプログラムの内容                   | 32 |
| (3) 実施される場所                             | 34 |
| (4) プログラムの実施主体                          | 34 |
| 3) モニタリング及び評価                           | 34 |
| (1) モニタリングの対象と方法                        | 34 |
| (2) モニタリングに当たっての各主体の役割                  | 38 |
| (3) 評価の方法                               | 38 |
| (4) 専門家や研究者などの関与の方法                     | 38 |
| (5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法                 | 38 |
| 4) その他                                  | 39 |
| (1) 主な情報提供の方法                           | 39 |
| (2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法                     | 40 |
| (3) ツアー実施者間の調整、新規参入事業者への対応              | 40 |
| 4. 自然観光資源の保護及び育成                        | 40 |
| 1) 特定自然観光資源（の指定について）                    | 40 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 2) その他の自然観光資源                | 41 |
| (1) 自然観光資源の保護及び育成の方法         | 41 |
| (2) 自然観光資源に関する主な法令・制度及び計画など  | 41 |
| 5. 協議会の参加主体                  | 44 |
| 1) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担   | 44 |
| 6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項       | 46 |
| 1) 環境教育の場としての活用と普及啓発         | 46 |
| (1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点 | 46 |
| (2) 地域住民に対する普及啓発の方法          | 47 |
| (3) 子ども達への環境教育の推進            | 47 |
| 2) 他の法令や計画等との関係及び整合性         | 47 |
| (1) 主な関連法など                  | 47 |
| 3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和     | 48 |
| (1) 農林水産業などとの連携方策や配慮事項       | 48 |
| 4) 地域振興                      | 48 |
| (1) 地産品の活用                   | 48 |
| (2) 滞在日数増加のための取組             | 48 |
| (3) リピーター育成のための取組            | 48 |
| 5) 地域住民の生活や習わしに対する配慮         | 49 |
| (1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項        | 49 |
| 6) 安全管理                      | 49 |
| (1) 安全管理に関する配慮事項             | 49 |
| 7) 全体構想の公表                   | 49 |
| (1) 公表の方法                    | 49 |
| 8) 全体構想の見直し                  | 49 |
| (1) 点検及び見直しの時期               | 49 |

付録1：自然観光資源位置図

付録2：屈斜路湖利用の安全利用マニュアル

付録3：屈斜路湖フィッシングルール&マナー

# 1. てしかがスタイルのエコツーリズムを推進する地域

## 1) 推進の目的と方針

### (1) 推進の背景と目的

#### ① 弟子屈町の概要（位置、地勢、気象、人口動態、主要産業等）

弟子屈町は東北海道の中心部に位置しています。西北側は山岳部となっており、東は根室高原に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原へとつながっています。釧路川が地域の中央を縦貫しており、概ね起伏の多い高燥地帯で平坦部は少なく、総面積（774.53km<sup>2</sup>）の約70%は山林地帯です。

町内には透明度において世界有数の摩周湖とともに、千島火山帯に属する高原地帯でカルデラ湖として有名な屈斜路湖を有しており、硫黄山や川湯温泉、摩周温泉などの自然景観や自然資源にも恵まれていることから、町域の約65%は阿寒国立公園に指定されています。

屈斜路湖沿岸と釧路川を始めとする各河川の流域に農耕地が散在し、酪農を中心として、草地、放牧地及び馬鈴薯、てん菜、小麦、蕎麦などが栽培されています。

気候は冷涼で、年間平均気温は5℃前後、年間降水量はおおよそ900～1,200mmです。初雪は11月上旬頃、厳冬期の根雪は100cm前後で、北海道内では比較的少ないため土壌が凍結しやすい土地柄です。降水量は晩夏から初秋にかけて多く、また、初霜・晩霜は年により変動が多く霜害を被ることがあります。

人口は昭和35年に2,683世帯13,262人まで増加しましたが、その後人口は減少に転じ、平成25年現在3,979世帯、8,037人となっています。

主要な産業は観光業と農業（酪農業及び耕種農業）ですが、少子高齢化や近年の経済状況の影響から、厳しい状況におかれています。

#### ② 弟子屈町が目指す方向とエコツーリズム

弟子屈町では、町の現状と課題を分析した上で、多くの町民も参画して「第5次弟子屈町総合計画」を策定しましたが、この中の基本構想で、街の将来像を以下のとおり定めており、豊かな自然環境と人を活かして自立したまちを目指しています。

#### 【まちの将来像】

水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち

#### 【地域コンセプト】

1. 「水」と「森」に代表される豊かな自然環境を守っていくことが弟子屈町の基本姿勢であること

2. 「活力あふれる自立したまち」に向けて、各種産業の振興や育成、起業支援など雇用の創出と循環型社会の構築に重点をおくこと
3. これらの実現に向けて、すべては「人」が重要であり、「人」を育て「人」が関わりあうことで水も森もそして「人」も輝くものであること

一方、「観光立国基本法」や「エコツーリズム推進法」等の国の指針の下に、観光のまちづくりを目指して平成20年2月に設立された「てしかがえこまち推進協議会」（会長：弟子屈町長）では目指すべき町の姿として、

誰もが自慢し、誰もが誇れる町

を掲げ、協議会に専門部会として「エコツーリズム推進部会」を設け、取組を進めています。さらに、翌年には「てしかがえこまち推進協議会」の理念を具現化するため、エコツーリズムによる観光振興を基軸にした持続可能な経済活動を目指し、弟子屈町ならではの旅行商品を地元から発信できる旅行業者として「株式会社ツーリズムてしかが」も設立されました。

環境的な観点からは、平成22年3月に弟子屈町環境基本条例に基づき策定された「第1次弟子屈町環境基本計画（平成21～30年度）」では、「自然と共生し育む環境の形成」を目的、「観光資源の保全と適正利活用」を目標とし、その施策の一つの「エコツーリズムによる観光振興」として示し、その具体的施策として、以下を掲げています。

- ・観光事業者、町民、団体、土地所有者に専門家を加え、さらに国、北海道等、地域一体となってエコツーリズムを推進するための機能的な組織を創り、方針及び運営方法の策定を検討します。
- ・多様な自然観光資源を基に、魅力的なツアーコース・プログラムを開発します。
- ・エコツアーに必要なツアーガイドの養成に取り組みます。

このようにエコツーリズムに関する様々な取組が進められていますが、弟子屈町におけるエコツーリズムのあり方をより具体的にし、関係者が共通の認識に基づいて推進していくことができるよう、今回てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想を策定することとしました。

## (2) 推進に当たっての現状と課題

「エコツーリズム推進基本方針」では、エコツーリズム推進法第3条に規定されているエコツーリズムの基本理念を以下の4つとしています。

- ① 自然環境の保全
- ② 観光振興
- ③ 地域振興
- ④ 環境教育の場としての活用

一方、「第5次弟子屈町総合計画 基本構想」では、前述の地域コンセプトの実現に向けた平成24年度からの「弟子屈町の10年の計を考える4つのまちづくりの基本目標」を、以下のとおり掲げています。

**環**：人と自然が共生するまちづくりを進めます  
～豊かな自然を守るために～

**活**：まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進めます  
～元気なまちをつくるために～

**暮**：誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます  
～生き生きとした生活を送るために～

**育**：豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりを進めます  
～健やかな生涯を送るために～

上記の目標を踏まえつつ、エコツーリズムを推進する上での4つの基本理念の観点から、地域の現状と課題を整理すると以下ようになります。

### ① 自然環境の保全

【現状】豊かで恵まれた自然環境

- ・弟子屈町環境基本条例（平成18年3月10日条例第15号）にて自然環境保全の推進を規定
- ・町域の約65%が国立公園
- ・摩周湖、屈斜路湖、硫黄山、川湯温泉、摩周温泉、豊かな森林、水資源など

【課題】自然環境の適正な保全・管理と健全な活用

### ② 観光振興

【現状】町の主要産業

- ・観光入り込み者数 728,618人 (H25年度)
- ※ピーク時は4,476,588人 (H3年度)
- ・観光客宿泊延数 277,710人 (H25年度)
- ・訪日外国人宿泊者延数 7,241人 (H25年度)
- ・おもてなしセミナー、てしかが観光塾、エコツアーガイド養成講習会等の開催
- ・てしかがジュニアガイド
- ・弟子屈高校での取組「総合的な学習の時間」での全国高校生観光プランコンテスト（観光甲子園）に向けて弟子屈町を題材とした観光プランを作成

**【課題】** 町の「自立」や「持続」を図るための、観光の地域再生における機軸化

### ③ 地域振興

**【現状】** 続く人口減少・少子高齢化

- ・人口 2,683世帯13,262人 (昭和35年) → 3,979世帯、8,037人 (平成25年)
- ・65歳以上の方の割合 4.7% (昭和35年) → 32.9% (平成25年)

**【課題】** 観光と農業を柱とした地域活性化の推進

→ 雇用新産業の創出、足腰の強い産業の育成

### ④環境教育の場としての活用

**【現状】** 弟子屈町環境基本条例・環境基本計画にて推進を規定

- ・出前講座、摩周湖クリーンウォーク、環境整備事業（ジュニアパークレンジャー一等）、自然の番人宣言等の実施
- ・てしかがえこまちジュニア事業
- ・てしかがジュニアガイド

**【課題】** 各種イベント、プログラム開発などより幅広い取組の推進。

また、以上のような課題に取り組むため、まち（地域）づくりに興味と関心を持ち、エコツアーリズムの意識を持って行動する人材の育成と、そのための仕組み作りは重要な課題です。



### (3) 推進の基本的な方針

弟子屈町の豊かな自然環境や恵まれた歴史・文化的環境等の資源が損なわれることのないよう適切な保護・保全を図り、さらにエコツーリズムの推進による観光振興を基軸にした持続可能な経済活動を目指すために、次の4つの基本方針を定めます。

#### ① まちを「守る」

エコツーリズムを通じて町民の財産である豊かな自然環境や恵まれた歴史・文化的環境等の資源を守り、良好な状態で将来の世代への継承を目指します。

#### ② まちの「自立」と「持続」を図る

弟子屈町の経済・産業を、エコツーリズムをはじめとする観光を機軸とし、さまざまな産業を包括する総合的な構造へと転換しつつ（総合産業化）あわせて循環型社会の確立に取り組み、町の「自立」と「持続」を目指します。

#### ③ まちを「誇る」

エコツーリズムへの取組により町民が自分たちの地域の自然・歴史・文化などの資源の価値を再発見・再認識し、観光のオリジナリティを高めることにより、雇用の創出や生きがいの創造につなげ、観光や地域そのものの持続的な活性化を進め、てしかがえこまち推進協議会の理念である『誰もが自慢し、誰もが誇れるまち』を目指します。

#### ④ まちを「学ぶ」

エコツーリズムを通じて、子どもたちが環境について理解を深め、気付き、考え、環境を守るための行動を選択できるようになることを目指します。

## 2) 推進する地域

### (1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

推進地域は町域全体とします。これは、弟子屈ではまちづくりの基本的な柱としてエコツーリズムを推進しているため、町域の一部を推進地域とするよりも全体的に取り組むことが望ましいと考えられるためです。

また、津別峠、美幌峠、藻琴峠、藻琴山については、一部、弟子屈町の行政区域外となりますが、エコツアーで利用することがありますので、管轄している津別町、美幌町、大空町、小清水町と連携しながらエコツーリズムを推進していきます。

## てしかがスタイルのエコツーリズム推進区域図

### 全体構想対象区域図



対象区域

(2) 推進地域のゾーニングの考え方（ゾーニングする場合）

ゾーニングは行いません。これは、自然観光資源の保護、観光推進、地域振興の視点から、現時点では特段ゾーニングの必要性は見あたらないため、全体的に基盤の整備を図るものとします。しかしながら、将来的にゾーニングを行ったほうがより効果的にエコツーリズムを推進できると判断された場合は、その手法について検討します。

## 2. 対象となる自然観光資源等

### 1) てしかがスタイルのエコツアーリズムの自然観光資源

弟子屈町には様々な自然観光資源が存在しますが、本構想ではそれらの資源を大きく以下の2つに分けます。

- (1) 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの
- (2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

それぞれをさらに以下のように区分します。

| 区分                                  | 対象                                       |
|-------------------------------------|--|
| 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの          | 動物<br>植物<br>動植物の生息地・生育地<br>地形・地質<br>自然景観 |
| 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの | 史跡<br>伝統文化                               |

なお、このリストに掲載することで、盗掘や攪乱などの懸念があるものは原則的に掲載しません。

### (1) 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 動物  |
| 細区分                   | 哺乳類   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 森林部を中心にエゾシカ、ヒグマ、エゾシマリス、エゾリス、キタキツネ、エゾモモンガ、エゾオコジョなど北海道固有種を含む様々な哺乳類が生息しています。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | ツアー中に痕跡等の観察ができます。利用に当たっては行動や生息環境に悪影響を与えない配慮が必要です。                         |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 動物   |
| 細区分                   | 鳥類   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 特徴的なもの（オオハクチョウ、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウ）、その他、キビタキ、オオルリ、ビンズイ、クマゲラ、ホシガラス、ホオジロ等、森林や草原、水系などで見られる各種鳥類。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 各地で様々な種が観察されます。利用に当たっては行動や生息環境に悪影響を与えない配慮が必要です。  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 動物   |
| 細区分                   | 魚類   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | イトウ、ウグイ、アメマス、ヒメマス、サクラマス、ハナカジカなど  |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | <p>釧路川をはじめとする水場で様々な種が観察されます。</p> <p>屈斜路湖ではスポーツフィッシングも盛んですが、資源保護の観点からも「屈斜路湖へ流入する河川では、産卵魚を守るため、釣りをしないこと。」などを定めた「屈斜路湖フィッシングルール&amp;マナー」の遵守が求められています。</p> <p>また道内共通のルールとして「北海道内水面漁業調整規則」も定められています。</p> |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 動物                                       |
| 細区分                   | 両生類                                      |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | エゾサンショウウオ                                |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 利用に当たっては、これらの両生類の生息環境に悪影響を与えないよう配慮が必要です。 |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 動物                                       |
| 細区分                   | 甲殻類                                      |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | ニホンザリガニ                                  |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 利用に当たっては、これらの甲殻類の生息環境に悪影響を与えないよう配慮が必要です。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 動物  |
| 細区分                   | 昆虫類   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | トンボ類、バッタ類、クワガタ類、チョウ類など多様な環境にあわせて、様々な種類の昆虫類が生息しています。コスギハマキ等の高山蛾も観察されます。                                  |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 特に夏場の昆虫観察は子ども連れのファミリーなどに人気がありますが、自然公園法等で捕獲が禁止されている地域もあり、保全の観点からも捕獲しても観察後にはもといた場所に戻すなど生態系に配慮した対応が求められます。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 動物  |
| 細区分                   | 火山活動の影響を受けた昆虫類  |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | <p>■噴気孔原周辺のマダラスズ</p> <p>噴気孔原周辺は地熱等により冬でも積雪がなく暖かいため、コオロギの仲間のマダラスズが一年中鳴いています。</p> <p>■和琴半島のミンミンゼミ</p> <p>北海道では南部にしか見られないミンミンゼミが本地域に生息しており、和琴半島は日本の最北限の生息地として国の天然記念物に指定されています。</p> |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 利用に当たっては、これらの昆虫類の生息環境に悪影響を与えないよう配慮が必要であるほか、国の天然記念物に指定されているミンミンゼミの捕獲   |

|  |                   |
|--|-------------------|
|  | は文化財保護法で規制されています。 |
|--|-------------------|

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 植物   |
| 細区分                   | 森林植生   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 標高や気象条件に応じて、ハイマツ、ダケカンバ、アカエゾマツ、トドマツ、カツラなどの針広混交林が広がります。その他にも、硫黄山山麓に広がるつつじヶ原のハイマツ・イソツツジ群落、川湯市街周辺のアカエゾマツの純林、釧路川の河畔林など特徴的な森林が見られます。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 地形や火山現象など様々な要因で変化する様子が観察できます。利用に当たっては、厳正に保全されている地域には入り込まない、その他の地域でも森林の生育に悪影響を与えない利用が望まれます。                                     |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 植物   |
| 細区分                   | 噴気孔原植生   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 噴気孔が存在する地域では硫黄を含むガスや地熱のため周囲とは異なる植生が存在しています。ポンポン山、キンムトー（湯沼）周辺でのヤマトフデゴケ、テンツキ、トダシバなどの群落が代表的なものです。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 観察に伴う踏み荒らしなどで植生に悪影響を与えないよう配慮が必要です。   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 区分                  | 植物   |
| 細区分                 | 弟子屈の名木（モミジ、エゾノコリンゴ、ヤチダモ等）  |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性 | 町の貴重な財産として後世に伝えていくため、地域の象徴として親しまれている木や歴史的いわれのある木、景観上優れた木などを町民から募集し、弟子屈町名木指定選考委員会での選考を経て、平成 |

18年11月13日に次の14本が指定されています。

1. モミジ（釧路信用金庫弟子屈支店駐車場奥）

樹齢100年を数え、秋の葉の色は年々深みを増し、通りを往来する人の気持ちを和ませてくれています。

2. エゾノコリンゴ（てしかがフォトギャラリー横）

別名サンナシとも呼ばれ、コリンゴの名のとおり野生のリンゴの一種です。赤く熟す果実は、鳥などの格好の食物となり、風雪に耐えた樹齢100年の重みを十分感じさせる樹木です。

3. ヤチダモ（弟子屈中学校体育館側河川）

樹齢180年の風雪に耐えた風格を備え、弟子屈町市街地河川敷の良好な緑地帯に根を下ろし、釧路川の蛇行と摩周岳を一望できるビューポイントを兼ね備えています。

4. エゾヤマザクラ（国道241号奥春別方面）

酪農地帯の広大な牧草畑に一本、可憐に佇んでいますが、開花時の姿は、眺める人に感動を与えています。

5. ミズナラ（国道241号奥春別方面）

本樹木は原生林の中にそびえ、その樹姿は雄々しく、樹齢350年の風雪に耐え、風格を備えた樹木です。

6. ニレ（国道241号奥春別方面）

本樹木は弟子屈町の広大な原生林の中にそびえ、樹姿は樹齢350年の風雪に耐え、風格を備えた樹木です。

7. モミジ（町道釧路川右岸沿線南弟子屈方面）

樹齢110年を数え、秋になっての葉の色は年々深みを増し、沿道を往来する人の気持ちを和ませる樹木となっています。

8. エゾヤマザクラ（道道札友内停車場線札友内方面）

本樹木は、郊外の丘陵地に佇んでおり、開拓の歴



|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>史とともに120年の風雪に耐えた厳しさが十分伝わる樹木です。</p> <p>9. ポプラ（国道243号屈斜路方面）<br/>別名セイヨウハコヤナギ。本樹木は明治の代に入植した当屈斜路地区の風雪に耐え苦難を乗り越えてきた開拓の歴史でもあります。</p> <p>10. カツラ（国道243号屈斜路方面）<br/>屈斜路湖のほとりで、厳しい開拓と風雪に耐えた350年の歴史を刻みつつ、ひと際雄大にそびえ、眺めるものを圧倒する風格を備えた樹木です。</p> <p>11. エゾヤマザクラ（道道網走川湯線川湯方面）<br/>酪農地帯の広大な牧草畑に一本、可憐に佇んでいますが、開花時の樹姿は、眺める人に感動を与えてくれる樹木です。</p> <p>12. ミズナラ（道道屈斜路摩周湖畔線川湯方面）<br/>本樹木は、原生林の中にそびえ、その樹姿は雄々しく、雄大でまさに樹齢450年の風雪に耐えた樹木です。</p> <p>13. トドマツ（道道屈斜路摩周湖畔線川湯方面）<br/>本樹木は樹齢150年を数え、摩周湖のふもとの原生林で雄々しく根を下ろした樹姿は圧巻です。</p> <p>14. クロエゾマツ（道道屈斜路摩周湖畔線川湯方面）<br/>本樹木は樹齢250年を数え、摩周湖のふもとの原生林で雄々しく根を下ろした樹姿は圧巻です。</p> |
| <p>利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項</p> | <p>それぞれの樹木は土地とともに所有者も存在しているため、無断で土地に入らない等の配慮が必要です。</p>  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 植物   |
| 細区分                   | マリゴケ   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | マリゴケは、ホソヤナギゴケやウカミカマゴケなどのコケのちぎれた破片や水草が波にもまれて湖底で球形になったものです。我が国では猪苗代湖と屈斜路湖のものが有名です。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 気象条件等により観察数にはばらつきがあります。町の天然記念物に指定されており、現状に変更を及ぼさないようにする必要があります。                  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 動植物の生息地・生育地   |
| 細区分                   | オオハクチョウ飛来地  |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 屈斜路湖（鳥獣保護区）や釧路川で越冬するオオハクチョウが観察できます。屈斜路湖は冬期間には全面凍結しますが、一部地熱が高く解氷部分が出ることから、最大で700羽ほどの白鳥が羽を休めています。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | スノーモービルの騒音によるオオハクチョウへの被害等の問題が大きくなってきており、生息環境への配慮が必要となっています。                                     |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 動植物の生息地・生育地  |
| 細区分                   | つつじヶ原（エゾイソツツジ等）  |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | <p>硫黄山山麓には100haものエゾイソツツジの群生地が広がっており、つつじヶ原と呼ばれています。このつつじヶ原は高い地熱と硫気の影響を受けて極めて特異な植物相及び植生景観がみられます。前述のエゾイソツツジだけでなく、ガンコウランやハイマツなどの高山植物が生育しています。</p> <p>エゾイソツツジの花の見頃は6月中旬から7月中旬までありますが、秋の紅葉も見応えがあります。</p> |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 地元の阿寒国立公園川湯地域運営協議会（1980年設立）によって、毎年6月から9月にかけて「つつじヶ原朝の散策」が毎朝実施されています。  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 地形・地質   |
| 細区分                   | 火山（硫黄山）   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 硫黄山は現在でも二酸化硫黄を含んだガスを噴き上げており、硫黄のにおいが立ちこめるとともに、土壌は酸性化し、独特の植生が広がっています。山の中腹には「熊落とし」と呼ばれている深さ約50メートルにもなる最も新しい火口跡があります。これは、アイヌ人がこの崖に熊を追い落としたことからこの名前がついたと言われてしています。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 硫黄山は現在、落石の危険性があることから登山者の安全を考慮して立ち入り禁止となっています。   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 区分                  | 地形・地質   |
| 細区分                 | 火山地形・活動   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性 | <p>■カルデラ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屈斜路湖<br/>屈斜路湖は、火山活動によってできた盆地に水が溜まってできた「カルデラ湖」であり、日本最大の面積を誇ります。</li> <li>・摩周湖<br/>摩周湖は、「カルデラ湖」としては日本国内で6番目に大きな湖です。海拔351mの湖岸から急角度で立ち上がる火口壁は150～350mもの高さに及び、その斜度は平均45度もある、カルデラ湖の特色を色濃く現した湖です。</li> </ul> <p>■溶岩円頂丘（溶岩ドーム）：硫黄山、和琴半島</p> <p>硫黄山は、2度にわたる噴出で二重式溶岩円頂丘が形成されました。その新旧の溶岩円頂丘の境は、地質的に弱く約1,500以上の噴気孔が見られます。一番新しい火口は「熊落とし」で、今から数百年前に噴火したと考えられています。有史以降、噴火は発生していませんが、現在でも活発な噴気活動を続けています。</p> <p>和琴半島は屈斜路湖の南岸に突きだした半島で、半島の頭に当たる部分は、屈斜路カルデラの中から噴出した溶岩円頂丘です。先端にあるオヤコツ地獄は今でも火山活動を続けています。</p> |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>■ボッケ</p> <p>ボッケとは地下水や雨水が集まるような低い場所にある泥火山と呼ばれる噴気孔です。キンムトー（湯沼）から北側へ200mほど離れた場所で噴気活動を見ることができます。周辺は地熱が高く、冬でも雪が積もらないため、コオロギの仲間のマダラスズが一年中鳴いています。</p> |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | <p>屈斜路湖は車道も整備されています。和琴半島には1時間ほどで巡る自然探勝路が整備され、利用されています。</p>  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 地形・地質   |
| 細区分                   | 温泉  |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | <p>■川湯温泉</p> <p>数条の湯の川と、周囲の針葉の樹木が調和した旅情豊かな温泉です。</p> <p>泉質：酸性硫化水素泉と酸性硫黄泉</p> <p>泉温：35～65.5℃</p> <p>効能：リウマチス・糖尿病・神経痛・皮フ病</p> <p>■摩周温泉</p> <p>道東最古の温泉とされています。</p> <p>泉質：弱食塩泉</p> <p>泉温：26～96℃</p> <p>効能：神経痛・リウマチス・痛風など</p> <p>■屈斜路湖周辺の温泉場</p> <p>川湯温泉と摩周温泉のほかにある温泉のほとんどが屈斜路湖周辺に広く位置しており、泉質も効能も風情もさまざまです。「池の湯」や「コタンの湯」などの無料の露天風呂があり、閑静な温泉情緒が満喫できます。</p> |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | <p>火山活動の恩恵として多くの観光客に利用されています。</p>   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 地形・地質  |
| 細区分                   | 湖沼   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | <p>■摩周湖<br/>         周囲約20km、面積19.2km<sup>2</sup>、最深211.4mの世界一級の透明度を誇るカルデラ湖であり、「霧の摩周湖」として知られています。湖の周囲は300～400mの絶壁に囲まれ、その斜度は平均45度もある険しい湖岸も特徴的です。</p> <p>■屈斜路湖<br/>         九州の阿蘇カルデラをしのぐ、日本最大の屈斜路カルデラのなかに横たわるコバルトブルーの湖です。周囲57km、面積79.3 km<sup>2</sup>、最大深度117.5mで日本最大のカルデラ湖です(淡水湖としては6番目)。湖心に浮かぶ中島も、淡水湖内では日本一大きい島です(周囲12km、面積5.7 km<sup>2</sup>)</p> <p>■キンムトー(湯沼)<br/>         硫黄山の南側に広がる森林の中にあります。流れ込む川はなく、雨水や雪解け水がたまってできた沼で、面積は4.17ha(=0.0417km<sup>2</sup>)、最深部で6.5mほどです。</p> |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | <p>■摩周湖<br/>         湖の周囲にある展望台からの観賞が主な利用となっており、湖へ立ち入ることはできません。近年は展望台周辺斜面の樹木が立ち枯れも問題になっており、摩周湖の自然資源を保全するために、観光客や観光事業者に対して駐車場におけるアイドリングストップの実施等の普及啓発が行われています。</p> <p>■屈斜路湖<br/>         キャンプ、ヨットやウィンドサーフィンなどのウォータースポーツ、フィッシング、温泉浴などで賑わうリゾート地的な利用がされています。一方、魚類の乱獲やスノーモーターの騒音によるオオハクチョウへの被害等の問題が大きくなってきており、各種の対策が進められており、利用に当たっては配慮が必要です。</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>■キンムトー（湯沼）</p> <p>川湯エコミュージアムセンターから散策路が整備されています。硫黄山の横を通る片道約7kmのルートで、徒歩約2時間ですが、ヒグマやスズメバチなどの野生生物が多く生息しているので注意が必要です。林道も通っていますが、林道を使用するには森林管理署の許可が必要です。</p> |
|--|---|

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 地形・地質   |
| 細区分                   | 河川（釧路川）   |
| 主な自然観光資源およびそれを取り巻く特性  | 屈斜路湖から流れ出る釧路川は森林地帯の中を流れる清らかな川です。両岸には森林も広がり様々な野鳥類なども観察できるだけでなく、季節によっては鮭の遡上などの生物の営みも間近に観察することができます。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | カヌーを使った川下りなどが行われています。周辺地域の自然や生物の生息環境を汚したり、攪乱しないよう配慮のある利用が必要です。                                    |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 地形・地質   |
| 細区分                   | 滝（夕染の滝、釣鐘の滝）  |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | <p>屈斜路湖に注ぎ込む河川の一つ、尾札部（オサツペ）川の上流に存在する道なき道を進むことで出会える滝です。</p> <p>■「夕染の滝」</p> <p>落差は25mほどで、岩肌のコケが美しく、絹糸を垂らしたような繊細な滝です。</p> <p>■「釣鐘の滝」</p> <p>落差は15mほどで、夕染の滝より水量が多く、男性的な様相を見せています。</p> |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | <p>一帯にはヒグマやスズメバチなどの野生生物が多く生息していますので注意が必要です。ガイドツアーも行われています。各所魚類も生息していますが、保護のため釣りは禁止されています。なお、林道入山には森林管理署の許可が必要です。</p>  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 自然景観  |
| 細区分                   | 眺望（峠）   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | <p>地域内の4つの峠が眺望の良さで知られています。</p> <p>■美幌峠<br/>日本有数の大パノラマ展望と称されます。標高525mのこの峠からは、屈斜路湖と中島が真横に展開する絶景が展望できます。</p> <p>■藻琴峠<br/>この峠には、川湯寄りの標高430mの地点に藻琴山展望駐車公園、より上部の標高725m地点に藻琴山の登山基地となるハイランド小清水725の2カ所が整備されています。</p> <p>いずれも屈斜路湖はもちろん、硫黄山や阿寒の山並みの遠望は素晴らしいものです。</p> <p>■津別峠<br/>標高947mで4つの峠のうちでもっとも高く、津別峠展望台からは和琴半島を前景に屈斜路湖を南側から望むため、湖面に奥行きがあり、煙を噴く硫黄山や、藻琴山、斜里岳などの背景も素晴らしい眺望です。</p> <p>■野上峠<br/>標高326mの地点にある峠で、比較的低地の峠のため、煙を噴く硫黄山や、その周辺の山々が主に屈斜路湖も見られる景観が楽しめます。</p> |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | いずれの峠も交通の往来があるため、違法駐車などで交通を妨げないよう配慮が必要です。   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 自然景観   |
| 細区分                   | 星空   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 摩周湖や藻琴山周辺は夜間ほとんど灯りがなく、晴天時には大変よく星が見えます。                     |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 夜のツアーとして開催されています。夜間は歩行などの際に注意が必要です。また、静寂な環境を乱さない配慮も求められます。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 自然景観  |
| 細区分                   | 雲海  |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 屈斜路湖や摩周湖では気象条件によって早朝に雲海が見られます。屈斜路湖は津別峠展望台、美幌峠展望台、藻琴山展望駐車公園、ハイランド小清水725等から、摩周湖は摩周湖第1展望台、摩周湖第3展望台から見るすることができます。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 早朝のツアーとして開催されています。峠では交通の往来があるため、違法駐車などで交通を妨げないよう配慮が必要です。  |

(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 区分                    | 史跡   |
| 細区分                   | 青葉トンネル   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 硫黄山では、明治、大正、昭和と断続的に硫黄採掘が行われ、明治20年には跡佐登～標茶間の約40kmに北海道で2番目の鉄道が開通しました。その後資源枯渇による閉山に伴い廃線となりましたが、現在でもその軌道跡が通称「青葉トンネル」と呼ばれる散策路として利用されています。 |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | 散策路として利用されています。  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 区分                    | 伝統文化  |
| 細区分                   | アイヌ文化   |
| 主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性   | 先住民であるアイヌの文化は、地名を始め様々な形で残されています。                                      |
| 利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項 | ツアー中に地名の由来の解説などにも使われています。また、屈斜路コタンアイヌ民俗資料館で、アイヌの人々の暮らしや文化を感じることができます。 |



2) その他の観光資源の名称と所在地など

| 名称・所在地         | 特性や利用の概況など  |
|----------------|---|
| 川湯エコミュージアムセンター | <p>弟子屈を訪れた観光客と阿寒国立公園川湯地域の大自然や歴史、文化とを結ぶお手伝いをする施設です。</p> <p>美しい自然を分かりやすく解説した展示物や、見どころ情報などを紹介しています。館内は広々としたオープンスペースとなっていて、暖炉のあるラウンジや、アカエゾマツの森を眺めながら読書したりできるくつろぎスペースがあるので、散策の後の休憩に活用できます。</p>   |
| 摩周観光文化センター     | <p>町民や圏域住民のスポーツや文化などあらゆる分野の活動が可能なコミュニティ活動の中心施設です。</p> <p>2500人収容の多目的ホールや各種機器を揃えたトレーニングルーム、研修室、リハーサル室、視聴覚室、更科源蔵文学資料館、レストランなどを備えています。</p> <p>屋外には道東随一を誇る本格派野外ステージ、モニュメント広場、コミュニティ広場の他、テニスコート6面、ソフトボール場2面、屋内ゲートボール場2面なども完備しています。</p> <p>入館料はかかりませんが、多目的ホールやトレーニングルームなど各室の他、屋外テニスコートの使用については料金がかかります。</p> |
| 屈斜路コタンアイヌ民俗資料館 | <p>昔からアイヌの人々が暮らしていた屈斜路湖畔のコタンに建つ資料館です。展示物はユーカラの森、コタンの大地、コタンの移り変わり、山野を駆ける、コタンを支える人々の5つのテーマからなり、マルチスライド等の上映もあります。アイヌの人々の暮らしや文化の息吹が聞こえてきます。</p>   |
| 大鵬相撲記念館        | <p>弟子屈町川湯温泉は不滅の名横綱とたたえられる第48代横綱大鵬が、少年時代を過ごした郷里です。</p> <p>相撲史上に数々の金字塔を打ち立てた大鵬の偉業を後世に伝える館内には、全ての優勝額や化粧回し、少年時代からの写真の他、歴代横綱の写真などが展示されています。名勝負・名場面の迫力ある映像を鑑賞できます。</p>  |

### 3. エコツーリズム実施の方法

#### 1) ルール

てしかがスタイルのエコツーリズムを推進していくためには、自然環境や歴史・文化的環境等の資源を守り将来へ継承していくこと、また、自然観光資源等の利用者の安全や地域住民の生活環境を守ることが重要です。そのため、てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想では、エコツーリズムのルールを定め、てしかがえこまち推進協議会、ガイドを含むエコツアー実施事業者、エコツアーに参加する観光旅行者などの関係者がこのルール及び関係法令等を守るように努め、また守っていただくような取組を進めます。

#### (1) ルールによって保護する対象

ルールを定める対象として、以下の8つを設定します。

- ①自然環境
- ②歴史・文化的環境
- ③自然観光資源等の利用者の安全
- ④地域住民の生活環境
- ⑤ツアーの質
- ⑥登山道等の利用
- ⑦釧路川川下り利用
- ⑧屈斜路湖の利用

#### (2) ルールの内容及び設定理由

##### ① 自然環境の保護に関するルール

野生動物を観察するときは、適度な距離を保ち、野生動物の行動や生息環境に悪影響を与えないように配慮しましょう。

(設定理由)

野生動物にエサを与えたり、夜行性の動物にライトを当てて観察するなどの行為は、野生動物の行動や生態に悪影響を与えます。本来の野生の姿を守っていくため、野生動物を観察する場合や出会った場合には適度な距離を保ち、動物の行動や生息環境を攪乱しないよう配慮する必要があります。

不必要な野生動物や昆虫類の捕獲や植物の採取はせず、植生を踏み荒らさないようにしましょう。

(設定理由)

むやみに野生動物や昆虫類の捕獲をすることは、生態系に悪影響を与えることがあります。観察のため捕獲しても、もといた場所に戻すなど、生態系に配慮した対応が必要です。自然公園法や文化財保護法等で捕獲が禁止されている地域も

あります。

また、植物の採取や観察に伴う植生の踏み荒らしなどは、植物や植生、土壌を荒廃させる原因になりますので、現状に影響を及ぼさないよう注意する必要があります。

ツアー実施者は、実施するツアーの性質や特徴に応じた定員を設定することで、ツアーの実施が野生動植物やそれらの生息環境に悪影響を及ぼさないようにしましょう。また、協議会は必要に応じて関係者とともにも適正な定員数の検討を進めます。

(設定理由)

たとえ歩くだけでもその人数が過剰になれば、遊歩道からの踏み出しなどによる踏圧で植生が衰退します。また野生動物に対しては多人数での観察がその行動や繁殖などに悪影響をおよぼすこともありますので、ツアー実施者が各ツアーに定員を定めることで対処することが必要です。しかしながら適正数については様々な考え方があるため、協議会では必要に応じてツアー実施者や関係団体等と適正な定員数について検討を進めます。

地域に本来生息していない動植物を持ち込んではいけません。

(設定理由)

外来種は本来の生態系に影響を及ぼしますので、保全のため持ち込みを禁止します。

エコツアーリズム関係者は、希少野生動植物に関する情報については、公開や紹介を行いません。

(設定理由)

野生動植物の中には、その希少さから密猟や盗掘の対象になるものが少なからず存在しています。自然観光資源として大きな価値を持つと予想されるものであっても、不特定多数への公開や知人や友人などに紹介することが状況の悪化を招くと予想される場合は、協議会、ツアー実施者および有識者などのてしかがスタイルのエコツアーリズム関係者はそれらの情報を公開・紹介しません。

スポーツフィッシングの際は、「屈斜路湖フィッシングルール&マナー」や、道内共通のルールである「北海道内水面漁業調整規則」を再確認し、決められたルールを遵守しましょう。

(設定理由)

資源保護の観点から、決められたルールを確認し、遵守しなければなりません。

ツアー実施者は、ツアー実施において出たゴミやツアー中に発見したゴミは可能な限り持ち帰り、適正に処分してください。また、ツアー参加者が持ち込んだゴミについては、自分で持ち帰るように指導しましょう。

(設定理由)

自然環境や景観を守ることはもちろん、自分のゴミを自分で持ち帰ることによって、環境に対する意識が高まります。

し尿等で環境を汚染しないよう、ツアー実施者はツアー参加者に対し、事前に用を足すよう案内するなどの配慮をしましょう。

(設定理由)

環境を汚染しないよう配慮する必要があります。

ツアー実施者や参加者は、たき火を行う場合、許可された場所でのみ行うようにし、森林や河原などでは行わないようにしましょう。

(設定理由)

たき火はその炎と熱によって地表及び地中環境に大きな影響を及ぼすだけでなく、こげ跡などが景観に悪影響を与えます。さらに強風や火の不始末による火災などを発生させ、貴重な自然環境を大きく破壊する場合があります。たき火は決められた場所でのみ行い、火の始末まで確実に行いましょう。

協議会は、自然環境に影響を与える行為などについて情報を整理し、ツアー実施者および参加者に周知し自然環境の保全に努めます。

(設定理由)

ツアー実施者や参加者がツアー中に行う行為の中には、山岳や河川などの自然環境に直接的に影響を与えるものや、その場では影響がないように思われるものであっても、間接的に、または長期間にわたって蓄積することなどで影響をおよぼす行為もあります。協議会では、そのような行為に関する情報を整理しツアー実施者や参加者に周知することで、自然環境の保全を進めます。

## ② 歴史・文化的環境に関するルール

アイヌ語や古式舞踊などのアイヌ文化を絶やさぬよう、みんなで守る努力をしましょう。

(設定理由)

アイヌ民族は北海道の先住民族であり、その文化は後世に伝えていかなければなりません。北海道の各地の地名にはアイヌ語が現在も色濃く残っています。

ツアー実施者は、参加者が誤って史跡や建物に傷をつけたり、また故意にそのような行為を行うことがないように、事前にそれらの価値を伝えるとともに注意喚起し、参加者が大切に扱うよう指導しましょう。

(設定理由)

各地で史跡や建物の破損や落書きなどの発生が絶えませんが、ツアーの実施前にそれらの価値を参加者に伝え、慎重な行動をするよう注意喚起することで、少しでもそのような事例の発生を減らすことができます。

## ③ 自然観光資源等の利用者の安全

協議会は、ツアー実施者向けに怪我や病気などへの対処法について学べるよう救命救急講習や事故等発生時に関係する保険制度に関する講習会などを実施します。

(設定理由)

参加者に怪我や病気の症状などが発生した場合、初期段階で迅速かつ的確な対応をすることが重要です。また、その後も含めた経費などに関して保険等に関する知識は必須ですので、協議会ではこれらに関する講習会を実施します。

協議会はツアー時の怪我や病気発生時に対応できる医療機関に関する情報を整理し、ツアー実施者等に周知します。

(設定理由)

北海道では医療法に基づき、初期救急医療機関や休日夜間急患センター、救命救急センターなどに関する情報を掲載した北海道医療計画を定めています。協議会では同計画から必要と考えられる情報を整理し、ツアー実施者等に周知します。

ツアー実施者は、ツアー実施前に下見を行い、ツアー中における危険性の有無や発生が想定される事故等について把握するとともに事前の対策や準備を行います。  
なお、下見の結果、危険性が高いと予測される場合はツアーを実施しません。

(設定理由)

ツアーを行うに当たっては想定される危険を把握することが不可欠です。たとえ何度も訪れたことがある場所でも、前回の訪問から日数を経ている場合や台風などの気象災害が発生した後にツアーを行う場合などには必ず下見を行いましょ。下見の結果に基づいて事故を防ぐための対策や準備を行います。危険性が高いと想定される場合は、ツアー中止の判断をしてください。

協議会は、実施されているツアーの種類ごとに、その性質や特徴を考慮した共通の安全基準等のルールを定めるよう努めます。

(設定理由)

参加者が弟子屈町のどのツアーであっても安心して参加できるためには、地域で共通の安全基準等が必要です。ツアーはその種類によって適正な安全基準等が異なるので、協議会ではツアーの種類別にルールを定めるように努力します。

ツアー実施者は、ツアー実施時のスケジュールや安全対策、現地での配慮事項について、ツアー参加者に十分な事前説明をおこなひましょ。

(設定理由)

ツアー実施時の服装やツアー内容、配慮しなければならないことなどをツアー実施前に詳細に説明することによって、参加者自身が自らの安全を確保する意識を持つことができます。

ツアー実施当日の説明だけでなく、ホームページへの掲載や申し込み段階での説明をおこなうことも重要です。

ツアー実施者は、ツアー実施時の気象や現地の状況、参加者の体力・技量などを的確に把握し、ツアー実施の可否や注意事項について、十分に検討してください。

(設定理由)

ツアー参加者の安全確保を第一に考え行動するのは、ツアー実施者の責務です。気象や現地の状況からツアー実施の可否や注意事項について十分に検討すること、また、ツアー参加者の心身の状況からツアーの参加が可能であるかどうかを判断し、事故のないように努めることが重要です。

ツアー実施者は、ツアー中に異常やその兆候を発見した場合は、速やかに関係機関に報告してください。

(設定理由)

ツアー実施場所の異常を速やかに報告することによってツアー参加者の安全を確保することができ、また、早い段階で資源を守る対策をすることができます。

ツアー実施者は、その事業に適した保険に加入し、ツアー参加者へ保障内容を説明しましょう。

(設定理由)

ツアー実施者やツアー参加者が安全確保に配慮し未然に事故を防ぐ努力をするのはもちろんのことですが、万が一、事故が発生してしまった場合に備えて、保険に加入する必要があります。

また、ツアー参加者の安心感を高めるためにも、保険の加入について事前に説明することが必要です。

ツアー実施者は、緊急時の連絡体制を確立した上で、ツアーを実施しましょう。

(設定理由)

万が一、事故が発生してしまった場合に迅速な対応をするため、事前に連絡体制を整理しておく必要があります。

ツアー実施者は、万が一のときに備えて、非常用の救急道具や飲料水等を準備しましょう。

(設定理由)

万が一、怪我があった場合のために備えて、最低限の救急道具を準備しておくことは必要です。準備をしておくことによって、参加者の安心感にもつながります。

弟子屈では森林や山、湖や河川など多くの自然を楽しむことができますが、自然を利用する場合は原則、自己責任です。しっかりと計画を立て、装備をそろえ、安全に気を配りながら楽しみましょう。

(設定理由)

自然を楽しむことには危険を伴うこともあります。ツアー実施者はもちろん、

参加者も安全確保に配慮する必要があります。

#### ④ 地域住民の生活環境

地域住民の住居周辺をツアーで利用する場合は、事前に地域住民へ説明し理解を求めてください。また、無断で私有地へ立ち入らないようにしてください。

(設定理由)

地域住民とトラブルが起こらないように配慮する必要があります。

#### ⑤ ツアーの質

ツアー実施者は、エコツーリズムの考え方や本構想の内容を理解し、自然環境の保護や地域振興について意識するよう心がけましょう。

(設定理由)

地域全体でエコツーリズムを理解し、地域の振興につながるよう意識して取り組んでいくことにより、より地域を良くしていくための新たなルールやアイデアが生まれることにつながります。

ツアー実施者は、ツアーが接客業であることを十分自覚しましょう。研修の受講などにより外面的な接客技術を向上させるとともに、内面においてもおもてなしの心（ホスピタリティー）を常に忘れずに参加者に接しましょう。

(設定理由)

ツアー参加者は、参加するツアーを選んでいただいたお客様です。「教えてやる」、「連れて行ってやる」のような態度で接してはいけません。研修の受講などで基本的な接客技術を修得することも大事ですが、形ばかりの接客にならないように「おもてなしの心」を忘れずに、参加者の立場や心情を考えて接しましょう。

ツアー実施者は、アンケートを実施するなどしてツアー参加者の感想を聞き、より質の高いツアーになるよう努めましょう。

(設定理由)

ツアー参加者の感想を聞くことで、参加者がツアーに期待するものや改善点などが明確になり、参加者の満足度を高めていくことにつながります。

#### ⑥ 登山道等の利用

登山道等を利用する際は、以下のルールとマナーを守りましょう。

ここで言う「登山道等」とは、山中にある道、またトレイルなどの歩く道など



も含みます。

1. 登山届は登山者の義務です。

万が一、遭難した場合は重要な手がかりとなりますので、登山届は必ず書きましょう。警察署には登山計画書を提出するよう心がけましょう。

2. 土地所有者を確認し、必要に応じて届出をしてください。

登山道等を利用する際には土地所有者の許可が必要になる場合があります。林道や作業道などは、時期と場所によっては立ち入り出来ないことも考えられます。

3. 登山道等以外は踏み込まない。

遭難等の事故を防止するため、また、高山植物を守るため、登山道以外には踏み込まないよう注意しましょう。但し、道の整備や新たなツアー造成の検討に関わる場合にはこの限りではありません。

4. 動植物の採取は禁止です。

高山植生を始め貴重な植物や動物、昆虫などが生育しています。むやみに採取・捕獲することは、生態系や植生に悪影響を与えることがあります。皆さんの協力で大切な自然を守りましょう。

5. ゴミは持ち帰りが原則です。

ゴミの持ち帰りは、登山道等利用者の最低限のマナーです。

特に、弁当ガラやジュースなどの空き缶のポイ捨ては、ヒグマとの人身事故を招く恐れがありますので、絶対にやめましょう。

6. 山火事に注意しましょう。

山火事の原因をみると、タバコの投げ捨てが第1位となっています。特に、春先の乾燥期には火気の取り扱いに気を付け、喫煙される方は携帯灰皿を持参しましょう。

7. 登山道等では、登りが優先です。

登山道等で行き交うときは、登り優先が原則です。登りのときにたびたび立ち止まってしまうと、ペースがつかめず疲労感も倍増してしまうので、細い登山道では下りの人が待つようにしましょう。

8. 登山は自己責任です。

登山は原則、自己責任です。しっかりと計画を立て、装備をそろえ、山に登りましょう。

(設定理由)

登山道等を利用する際の基本的ルール・マナーとして設定します。

#### ⑦ 釧路川川下り利用

釧路川を利用する際は、必ずライフジャケットを着用し、モラルやマナーを守り、気持ちの良い安全な川下りを心がけましょう。

1. 誰もが安全に楽しく利用するために、他の利用者と積極的にコミュニケーションをとり、情報交換をしましょう。

2. 車の駐停車など他の利用者、地域住民の迷惑にならないよう配慮しましょう。

3. 川下りの際、途中にトイレはありません。環境を守るためにも事前にトイレは済ませましょう。やむを得ない場合、使用したティッシュなどはその場に捨てずに持ち帰るようにしましょう。

4. 川へのゴミ投棄は犯罪です。周辺住民や生態系にも悪影響を与える場合もあり、絶対にやめましょう。

5. 川岸への上陸、水草やミズゴケのある浅瀬への無理な進入・上陸は、植生保護のため、緊急時以外はなるべく慎みましょう。

6. 特定外来生物ウチダザリガニは、生きたままの持ち出しは禁止されています。

7. 過剰な植物の採取、生物の捕獲は避けましょう。

8. 事前に天候や現地状況を確認し、融雪による出水や降雨による急な増水には注意し、安全に河川を利用しましょう。

◎倒木の処理について (ツアー実施者間での確認事項)

河川区域内において、重機等を用いるなどの倒木・流木等の除却が必要な場合には、河川管理者に連絡し指示に従うこと。

#### ⑧ 屈斜路湖の利用

屈斜路湖は本地域においても一級の自然観光資源を有する地域であることから、既に関係機関等により必要なルールやマナーなどが定められています。本構想でもこれらのルール等の意義を尊重し、ツアーなどの実施にあたっては以下のマニュアルやルールを遵守することとします。

屈斜路湖の利用にあたっては、屈斜路湖適正利用連絡協議会が定めた「屈斜路湖利用の安全利用マニュアル」（付録2）に則って利用します。

屈斜路湖におけるフィッシングを行う際には、弟子屈町発行の「屈斜路湖フィッシングルール&マナー」（付録3）を遵守します。

#### (3) ルールを適用する区域

弟子屈町全域とします。

#### (4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

ツアー実施者が実施するツアーが、てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想におけるルールに適合するよう、以下の5つの方法で実効性を確保します。

##### ① チェックリストの作成

各ツアー実施者が各自でチェックできるよう、協議会がチェックリストを作成します。

##### ② ツアー参加者への説明

ツアー参加者が事前にルールを知ることができるよう、ツアー実施者がツアー募集時にルールや配慮事項についての情報をホームページなどで提供します。

また、ツアー実施時に参加者に対してルールや配慮事項、設定理由を説明し、より参加者の理解と協力を得られるよう努めます。

##### ③ 定期的なチェックの実施

ツアー実施者は、自らが実施するツアーがルールに適合しているかを定期的に

チェックし、必要に応じてツアー内容の改善をします。

④ 協議会によるアドバイス

協議会は、ツアー実施者が実施するツアーがルールに適合しているかを定期的にチェックし、必要に応じて改善指導します。

また、ツアー実施者が、自らが実施するツアーがルールに適合するかどうか判断しかねる場合は、協議会が相談に応じ、適切なアドバイスをします。

⑤ ルールの定期的な見直し

本構想の見直しにあわせ、ルールの見直しもおこないます。

なお、特に緊急の必要性がある場合には、ルールのみ見直しも行います。

また、本ルールでは不十分と判断される場合は、問題点を抽出し、特定自然観光資源の指定や法令等による対応も検討します。

2) ガイダンス及びプログラム

(1) 本地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方

弟子屈町の総合計画や環境基本計画、てしかがえこまち推進協議会での考え方を踏まえて、自然環境を保全した上で、観光振興につなげることをエコツアー実施の基本的な考え方とします。

(2) 主なガイダンス及びプログラムの内容

一般的な案内（ガイダンス）の方法には専門のガイドによる直接解説や体験指導のほかに、解説版やパンフレット等による間接的な方法もあります。本地域のエコツーリズムにおける案内の方法は、ガイドが直接案内や解説をしたり、体験の指導をする方法を主としながら、補助的に間接的な方法も活用するものとします。

① 歩くツアー（ウォーキング、トレッキング、トレイル等）

弟子屈には雄大な森林や火山活動で生まれた特殊な地形や自然現象などが豊富に存在しています。これらをじっくり楽しむには歩きながら巡るのは最適な方法の一つです。

■ 主な体験内容

- ・ ウォーキング、トレッキング、登山、トレイル

摩周岳登山コース、藻琴山登山コース、和琴半島遊歩道、つつじヶ原遊歩道、仁伏遊歩道、ポンポン山遊歩道

② 水を活用したツアー（カヌー、ネイチャーボート等）

屈斜路湖や釧路川はそれ自体も重要な観光資源ですが、カヌーやネイチャーボートを活用することで、いつもとは違う視点から周辺の森林や森と水のつながりも感じることができるプログラムを行うことができます。

■主な体験内容

- ・カヌーやネイチャーボートを利用した釧路川下り  
（半日程度からキャンプを伴うものまで）
- ・屈斜路湖でのカヌー体験（和琴半島めぐり等）

③ 雪を活用したツアー

冬期は積雪により夏期にはない景観が見られるとともに、積雪を利用した体験ができます。

■主な体験内容

- ・スノーシュー、ネイチャースキーツアー  
（摩周湖外輪山、屈斜路湖周辺、藻琴山等）

④ 星空を活用したツアー

弟子屈は空気が澄んでいるだけでなく、摩周湖周辺は夜間の灯りもほとんどなく星空の観察には大変適しています。

■主な体験内容

- ・摩周第一展望台、第三展望台での星空観察

⑤ 雲海を活用したツアー

屈斜路湖や摩周湖では早朝に雲海が見られることがあり、ツアーが実施されています。

■主な体験内容

- ・津別峠展望台、美幌峠展望台、藻琴山展望駐車公園、ハイランド小清水725、摩周第一展望台、第三展望台での雲海ツアー

## ⑥ 乗馬によるツアー

北海道の開拓の歴史において馬は不可欠な存在でしたが、乗馬により北海道の自然を楽しむツアーも実施されています。

### ■主な体験内容

- ・森林などでのホーストレッキング

### (3) 実施される場所

町内全域で実施されています。

### (4) プログラムの実施主体

本地域のエコツーリズムでは、前述したように地域の自然を中心に、専門のガイドが案内、解説や体験の指導をすることを基本とします。そのため、実施主体はそのようなガイド個人やガイドを擁する組織が主となりますが、内容によっては、様々な組織や地域住民の方々の協力も得て実施していくこととします。

## 3) モニタリング及び評価

### (1) モニタリングの対象と方法

モニタリングでは、日々、自然資源を観察することによって、変化やその兆候を発見することができるものと、専門家が本格的に調査をおこなわなければ変化がわからないものがあります。

てしかがスタイルのエコツーリズムでは、ツアー実施者が日々のツアーで気付いた変化を報告する『簡易モニタリング』と、専門家が数年に一度、本格的におこなう『定期モニタリング』の2つをおこない、自然環境の変化の早期発見に努め、必要に応じてツアーの実施方法やルールなどを改善していくことにより、保全を図ります。

### I 簡易モニタリング

ツアー実施者が日々のツアーを行うことで、気づいた変化を報告するものです。対象は特に定めませんが、ツアーでの活動活用頻度の高い動物や植物の生息・生育状況、さらに生息地や生育地などを対象とします。

弟子屈町では、ヒグマやエゾシカ、キツネなどのほ乳類や鳥類の目撃した場所、日時を記録し、目撃情報や件数を集計するなどをします。

基本のフォーマットが作成されています（別紙）。

## II 定期モニタリング

弟子屈町には、様々な環境とそれに適応した様々な動植物が生息・生育し、モニタリングの対象が多岐にわたることから、対象によって、1年から数年に一度本格的なモニタリングを実施することが重要になります。

弟子屈町では、大きな分類として、植物・動物・水質・地質地形・気象の分野対象とします。なお、モニタリングは継続的に行うことが重要です。

### ① 植物（登山道）

|      |  |
|------|--|
| 場 所  | 摩周岳登山道<br>藻琴山登山道   |
| 調査頻度 | 2年に1回  |
| 方 法  | 各地点ごとに登山道に直交させ、3つの長方形区（帯状区）を設置する。草丈にもよるが幅1m、長さ5～7m程度。種、種ごとの植被率、全体の植被率、草丈などを記録する。裸地や種ごとの植被の部分は地図上に記録する。（ライン法） |

### ② 植物（釧路川流域、屈斜路湖周辺、硫黄山周辺）

|      |  |
|------|--|
| 場 所  | 美留和地区<br>和琴半島<br>硫黄山付近   |
| 調査頻度 | 2年に1回  |
| 方 法  | 1つの植生毎に2～3箇所の2×2 m <sup>2</sup> 方形区を設置し、さらに50×50cm <sup>2</sup> の方形区に分割した上で、方形区内に出現する種とその株数、植被率、草丈などを記録する。また優占種などの植被部分は地図上に記録する。（コドラート法） |

### ③ 植物（森林）

|      |  |
|------|--|
| 場 所  | 美留和地区  |
| 調査頻度 | 7年に1回  |
| 方 法  | 40×40m <sup>2</sup> の方形区を設置。方形区内の胸高直径2 cm以上の立木に番号をつけ地図上に記録する。胸高直径、樹高、樹冠の広がり、最下葉層高、根元直径を測定し記録する。更に、樹種ごとの密度、最高樹高、胸高断面積合計などを算出する。 |

④ 動物（ほ乳類）

方法は2種類あります。

a

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 場 所  | 屈斜路湖周辺<br>釧路川流域           |
| 調査頻度 | 5年に1回                     |
| 方 法  | センサーカメラ等を利用し、夜間調査を含め実施する。 |

b

|      |                     |
|------|---------------------|
| 場 所  | コタン地区～仁伏地区          |
| 調査頻度 | 1年に1回               |
| 方 法  | ライトセンサス法によって動物を観察する |

⑤ 動物（鳥類）

方法は2種類あります。

a

|      |   |
|------|---|
| 場 所  | 和琴半島  |
| 調査頻度 | 5年に1回   |
| 方 法  | 繁殖期（5～6月）に2日、天候の良い朝に、時速1～2kmで歩き、ルート沿い左右25mに観察、または鳴き声の確認できた鳥の数を記録する。 |

b

|      |   |
|------|---|
| 場 所  | 900草原<br>硫黄山付近  |
| 調査頻度 | 5年に1回   |
| 方 法  | 繁殖期（5～6月）に2～3日。見晴らしのよい地点を定点とする。よく晴れた日の午前中に、観察された鳥とその方角や場所を記録する。 |

⑥ 昆虫類（水生昆虫）

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 場 所 | 釧路川流域<br>屈斜路湖支流<br>エントコマップ川 |
|-----|-----------------------------|



|      |   |
|------|---|
|      | 尾札部川  |
| 調査頻度 | 5年に1回   |
| 方 法  | <p>石礫底がある場合、25×25cmのサーバーネットを用いた定量的採取を行う。一度に3つのサンプルを採取し、ネット内の昆虫類をアルコール溶液で固定し、種ごとの個体数と生体量（湿重）を測定する。</p> <p>サーバーネットが使用できない場所では、小型の手網で石の間や落葉の中の昆虫を採取する。湿った岩などからは、直接ピンセットで採取する。採取される水生昆虫は、主にカゲロウ目、カワゲラ目、トビケラ目、ハエ目などの幼虫が多い。時期としては、終令幼虫の多いときが望ましい。</p> |

⑦ 魚類

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 場 所  | 屈斜路湖                            |
| 調査頻度 | 5年に1回                           |
| 方 法  | 網と釣りにより一定区画内の種数、大きさ、生息状況等を記録する。 |

⑧ 水質（流水と雨水）

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 場 所  | 釧路川流域・支流                   |
| 調査頻度 | 3年に1回                      |
| 方 法  | 沢を流れる水や雨水の水質、窒素やリンなどを分析する。 |

⑨ 気象（気温、降水量、降雪量）

年度毎のアメダス観測年報（編集：気象庁 発行：(財)気象業務支援センター）を参考とする。

⑩ 登山道

|      |  |
|------|--|
| 場 所  | 摩周岳<br>藻琴山   |
| 調査頻度 | 2～5年に1回  |
| 方 法  | 登山道変化の状態を測定し、荒廃状況を判断する。道の幅と浸食の最大深だけでも判断可能であるが、より詳細な断面積を測 |

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
|  | 定することが望ましい。荒廃の激しい地点などでは定点観測を行う。 |
|--|---------------------------------|

(2) モニタリングに当たっての各主体の役割

| 主体            | 主な役割   |
|---------------|--|
| ツアー実施者        | ツアー実施の際に自然資源の変化やその兆候について観察・把握し、協議会へ報告する。       |
| ツアー参加者        | 必要に応じて、ツアーのプログラムの一部としてモニタリングに協力してもらう。          |
| 自然観光資源に関する専門家 | 定期モニタリングの実施及びその結果によって対策が必要な場合は具体的な改善方法などを検討する。 |
| てしかがえこまち推進協議会 | モニタリングの結果を受け、今後の方向性や改善方法について協議し、関係機関との調整を実施する。 |
| 行政            | 協議会に協力し、対策が必要な場合などは方法について検討する。                 |

(3) 評価の方法

簡易モニタリング及び定期モニタリングの調査結果について、専門家が年に1回、評価を実施します。評価の視点は次のとおりです。

- ① ツアーの実施による自然観光資源への影響
- ② 自然観光資源保全上の問題点

(4) 専門家や研究者などの関与の方法

専門家が中心となり定期モニタリングを実施し、各関係団体からの報告の検証や自然観光資源を保全していく上での問題点があれば、具体的な改善方法の検討をおこないます。

また、必要に応じて他分野の専門家や有識者等の意見等を求め、協議します。

(5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法

モニタリング及び評価の結果については、次の方法で反映し、自然観光資源の保全を図ります。

- ① ツアー実施者への周知及び指導

協議会がモニタリングの評価結果と改善方法をツアー実施者へ周知及び指導し、自然観光資源に負荷をかけないように、ツアーの実施方法について改善を図ります。

② 関係行政機関や専門家との協力による対応

問題点の改善についてツアー実施者での対応が困難である場合は、関係行政機関や専門家の協力を得ながら対応を検討します。

③ ルールの変更及び特定自然観光資源の指定の検討

モニタリング及び評価の結果、必要に応じてルールの変更や特定自然観光資源の指定の検討をします。

4) その他

(1) 主な情報提供の方法

主に次の方法により、弟子屈町のエコツーリズムに関する情報を町の内外に幅広く提供していきます。

① 協議会のホームページ

現在では多くの人々がインターネットを活用して情報を収集していることから、ホームページは重要な手段です。町や協議会ホームページによる分かりやすい情報提供を行います。

② 町報等、行政機関の広報

エコツーリズム推進全体構想策定のお知らせや概要といったエコツーリズムに関する周知だけでなく、必要に応じてツアーの紹介なども周知します。また、全体構想が策定されることにより、主務省庁による広報（法第7条）の効果も期待できます。

③ マスメディアへの情報提供

旅行雑誌や新聞、テレビ等に本地域のエコツーリズムやツアーが取り上げられるよう、町役場、協議会や観光関係者から積極的に働きかけていきます。また、それぞれの主体においても、どのような内容ならばマスメディアに取り上げられるのかなどの点について、常に情報収集や研究を行います。

④ 観光関係施設（宿泊施設、販売店、交通機関等）への情報提供

ツアーの案内リーフレットやポスターを作成、配布し、各施設関係者にも、「エコツーリズム」や「エコツアー」についての情報を提供するとともに、理解や協力を得られるよう努めます。

⑤ 観光関係者のホームページの活用（町、各ツアー実施者、観光協会等）

協議会やツアー実施者などは、観光関係者などの関係団体のホームページ等でもエコツーリズムやツアーについて取り上げていただくよう協力を要請していきます。

#### ⑥ エコツーリズムの取組に関するリーフレット等の作成

必要に応じて協議会などでエコツーリズムやツアーに関するリーフレットの作成や配布を検討します。

### (2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法

ガイドをはじめとする観光関係者は、参加者（観光旅行者）と直接交流しながら本地域の魅力を伝え、参加者の感動を呼び起こすという重要な役割を担っています。そのため、参加者の大きな満足度を得るためにも、本地域におけるガイドをはじめとする観光関係者の育成と質の向上に努めます。

また、本地域のツアーの質を高めていくためには、マーケティングに関する知識や経験、商品企画力、関係者と連携・調整して新たな課題に取り組む能力も必要となります。本地域では、上記のような能力をもつガイドやプロデューサー的な役割を担える人材を育成するため、協議会において人材育成やスキルアップ講習の実施も検討していきます。

### (3) ツアー実施者間の調整、新規参入事業者への対応

協議会は、現場で実際に生じている問題や、ツアー実施者が困っている点などを話し合う場を提供し、各事業者が抱える問題の解決や学びのための話し合いの場となるよう配慮します。調整が必要な事項等について、必要に応じて協議会における調整等も検討します。また、新規参入者には、協議会および加盟団体等から協議会への入会を積極的に勧めます。

## 4. 自然観光資源の保護及び育成

### 1) 特定自然観光資源（の指定について）

本地域の自然観光資源の多くは、自然公園法や森林法他の関係法令等により、現状においても概ね保全が図られていると判断されるため、今回の構想の策定にあたって特定自然観光資源の指定は行いません。

ただし、既存の法令等で保全が図られない等、自然観光資源の保護を図る上で特定自然観光資源への指定が必要と判断される状況が生じた場合には、協議会において特定自然観光資源の指定を検討します。

## 2) その他の自然観光資源

### (1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

本構想に書かれたルールを関係者が守るよう協議会や専門家などの関係者から普及啓発や必要な取組を進めることで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護及び育成を進めます。また、モニタリングの結果に基づき、より一層の保護や育成などの対策が必要であれば、専門家からの意見をふまえて協議会において対応を協議し、ツアー実施者や参加者の協力も得て実施に向け調整します。

### (2) 自然観光資源に関する主な法令・制度及び計画など

#### ① 関係法令

| 名称                 | 指定区分           | 対象地域・物等            | 制限される内容<br>／推進する事項                           | 担当部局                                 |
|--------------------|----------------|--------------------|--|--------------------------------------|
| 自然公園法              | 阿寒国立公園         | 町内約65%の地域          | 工作物の新增改築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物や土石の採取の禁止、広告物の設置等     | 環境省（釧路自然環境事務所）                       |
| 森林法                | 保安林            | 国有林、民有林            | 立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の形質の変更（掘削、盛土等）等 | 国有林：林野庁根釧西部森林管理署<br>民有林：北海道（釧路総合振興局） |
| 河川法                | 一級河川、二級河川、準用河川 | 河川区域               | 土地の占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の制限等                | 北海道開発局、北海道（釧路建設管理部）、弟子屈町             |
| 文化財保護法             | 文化財            | 天然記念物、有形文化財、無形文化財等 | 現状の変更や保存に影響を及ぼす行為                            | 文化庁、北海道教育委員会、弟子屈町教育委員会               |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 |                | 全域・鳥獣全般            | 捕獲の禁止等                                       | 北海道（釧路総合振興局）                         |

|   |  |              |   |                        |
|---|--|--------------|---|------------------------|
| に関する法律                                  |  |              |   |                        |
| 特定外来生物<br>による生態系等<br>に係る被害の防<br>止に関する法律 |  | 全域・指定動植<br>物 | 飼育、栽培、保管、運搬、販売等<br>の禁止  | 環境省（釧路<br>自然環境事務<br>所） |
| 絶滅のおそれ<br>のある野生動植<br>物の種の保存<br>に関する法律   |  | 希少野生動植<br>物種 | 捕獲、譲渡し、販売目的の陳列<br>等の禁止  | 環境省（釧路<br>自然環境事務<br>所） |
| 国有林野の管<br>理経営に関する<br>法律                 |  | 国有林野         | 国有林野の適切かつ効率的な管<br>理経営の実施に関する事項（貸<br>付け、売払い等の手続き等）   | 林野庁（根釧<br>西部森林管理<br>署） |
| 北海道環境保<br>全条例                           |  | 全域           | <p>■基本理念・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好で快適な環境の確保のため環境の保全・創造の推進</li> <li>・人と自然との共生を基本として、持続的可能な社会の構築に向けた自主的・積極的な取組による環境の保全・創造の推進</li> <li>・国際的な協力の下における地域的な取り組みとしての地球環境保全の推進</li> </ul> | 北海道（釧路<br>総合振興局）       |
| 弟子屈町環境<br>基本条例                          |  | 全域           | <p>■基本理念</p> <p>「共生」、「循環」、「協働」</p>  | 弟子屈町                   |

## ② 関連する計画や制度等

次のような関係機関が策定した計画があります。

| 計画等名称     | 概要  |
|-----------|---|
| 北海道環境基本計画 | <p>■21世紀半ばを展望した将来像</p> <p>循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道</p> |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
|                             | <p>■分野別施策</p> <p>(1) 地域から取り組む地球環境の保全</p> <p>(2) 北海道らしい循環型社会の形成</p> <p>(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造</p> <p>(4) 安全・安心な地域環境の確保</p>   |
| 第1次弟子屈町環境基本計画<br>(H21～30年度) | <p>■施策の体系</p> <p>地球環境の保全：循環型社会の形成</p> <p>自然環境の保全：自然と共生し育む環境の形成</p> <p>生活環境の保全：安全で快適な環境の形成</p> <p>環境教育の推進：豊かな心を育てる環境の形成</p>  |
| 釧路川水系河川整備計画                 | <p>■河川整備計画の目標</p> <p>釧路川の特徴及び地域の自然環境、都市の発展、酪農を中心とした産業、地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力溢れる地域づくりや地域産業の発展の軸となるよう河川整備・管理を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水等による災害の発生防止又は軽減</li> <li>・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</li> <li>・河川環境の整備と保全</li> <li>・河川の維持</li> </ul> |
| 釧路川下流圏域河川整備計画               | <p>■河川整備計画の基本方針</p> <p>河川改修、水害発生の状況、河川利用の現状、河川環境の保全を考慮し、関係機関の各種事業等との調整を図り、整備に当たっての目標を明確にして、河川環境に配慮した治水、利水対策を促進する。</p>   |

## 5. 協議会の参加主体

### 1) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

てしかがえこまち推進協議会（以下協議会）は、行政、観光協会、商工会、振興公社、農協、郷土研究会などの団体と一般町民で構成されている観光を機軸としたまちづくりを進める団体です。構成団体のほか、観光事業者はもちろん、主婦や会社員などの一般町民で構成される専門部会が8つ設置されており、その中のひとつである『エコツーリズム推進部会』でエコツーリズムによる地域振興をすすめています。

『てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想』の素案策定はエコツーリズム推進部会でおこなっており、協議会の組織は地域のあらゆる業種が連携して観光によるまちづくりをすすめていく仕組みになっていますので、この全体構想はエコツーリズム推進部会を中心に協議会で運用していくこととしますが、ルールへの浸透、運用状況の監視、利害関係の調整、地域の自然環境や観光活動の状況、農林水産業との連携などを図りながら運用していくことが求められますから、更なる多様な主体の連携が必要になります。そのため、現在の協議会に関係機関やオブザーバーなどの『てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想運営委員』を新たに設置し、地域全体でエコツーリズムによるまちづくりに取り組んでいきます。

参加主体については以下のとおりです。



| てしかがえこまち推進協議会              |               |                        |       |         |
|----------------------------|---------------|------------------------|-------|---------|
|                            | 協議会での役職等      | 所属組織名称、代表者氏名等          |       |         |
| 構成団体                       | 会長            | 弟子屈町                   | 町長    | 徳永 哲雄   |
|                            | 副会長           | 弟子屈町商工会                | 会長    | 桐木 茂雄   |
|                            | 副会長           | (一社) 摩周湖観光協会           | 会長    | 中嶋 康雄   |
|                            | 監査            | 摩周湖農業協同組合              | 組合長   | 川口 覚    |
|                            | 監査            | 弟子屈町自治会連合会             | 会長    | 寺岡 清敏   |
|                            |               | 弟子屈町教育委員会              | 教育長   | 小林 俊夫   |
|                            |               | (株)弟子屈町振興公社            | 代表取締役 | 吉備津 民夫  |
|                            |               | てしかが郷土研究会              | 会長    | 菊池 浩    |
| 専門部会                       | エコツーリズム推進部会長  | お宿欣喜湯                  |       | 榎本 竜太郎  |
|                            | 情報部会長         | 社会福祉法人てつなぎ             |       | 行木 衆児   |
|                            | 人財育成部会長       | てしかが自然学校               |       | 萩原 寛暢   |
|                            | 温泉街部会長        | お宿欣喜湯                  |       | 榎本 浩士   |
|                            | 食・文化部会長       |                        |       | 木名瀬 佐奈枝 |
|                            | 女性部会長         | (株)高梨農機                |       | 高梨 ひとみ  |
|                            | ユニバーサルデザイン部会長 | ピュアフィールド風曜日            |       | 三木 亨    |
|                            | アート&アド部会長     | マルチアーティスト              |       | 今井 善昭   |
| てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想運営委員 | 関係機関          | 屈斜路カルデラ自然ふれあい推進協議会     |       |         |
|                            |               | 自然公園財団                 |       |         |
|                            |               | 阿寒国立公園川湯地域運営協会         |       |         |
|                            |               | 屈斜路湖適正利用連絡協議会          |       |         |
|                            |               | NPO法人北海道ウォーキングネットワーク   |       |         |
|                            |               | 釧路川源流域ネットワーク           |       |         |
|                            |               | 摩周温泉旅館組合               |       |         |
|                            |               | 摩周の郷ペンション民宿等ネットワーク     |       |         |
|                            |               | 弟子屈町森林組合               |       |         |
|                            |               | 津別町                    |       |         |
|                            |               | 美幌町                    |       |         |
|                            |               | 大空町                    |       |         |
|                            |               | 小清水町                   |       |         |
|                            | 指導、助言、支援      | 環境省釧路自然環境事務所川湯自然保護官事務所 |       |         |
|                            |               | 林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署   |       |         |
|                            |               | 釧路開発建設部釧路河川事務所         |       |         |
|                            |               | 釧路北部消防事務組合弟子屈消防署       |       |         |
|                            |               | 釧路北部消防事務組合弟子屈消防署川湯支署   |       |         |
|                            |               | 北海道釧路方面弟子屈警察署          |       |         |
|                            |               | 国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局      |       |         |
| 釧路総合振興局                    |               |                        |       |         |
| 玉川大学                       |               |                        |       |         |
| 弟子屈町まちづくりアドバイザー 山田 桂一郎     |               |                        |       |         |

## 6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

### 1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

#### (1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育は、自然をはじめとする環境の保全に配慮した持続可能な社会を実現するために必要な教育です。環境教育には様々な手法がありますが、エコツーリズムでは特に自然とのふれあいを通じ、自然や様々な生命への理解保全への配慮ができる心を育てる点において効果があげられると期待されます。実施・推進に当たっての留意点は以下のとおりです。

#### ① 観光関係者の意識と理解を深める

特にツアー実施者をはじめとする観光関係者自身が、環境問題について正しく理解をしていることは必要です。観光関係者は自主的に環境問題についての理解を深めるだけでなく、協議会等が必要に応じて講習会や勉強会を行うことも検討します。

#### ② 無理なく自然を楽しむ

ツアーは、参加者にとって数あるレクリエーションの一つであり、「楽しさ」の要素も重要です。ツアーにおいては、楽しさの中で環境問題についての意識と理解を深められるよう留意します。

#### ③ ツアーを通じて参加者に考える機会を提供する

ツアー実施者は、単に問題点と解決法を参加者に伝えるのではなく、参加者が自らの体験と考えることを通じて、理解を深めるようプログラムの内容を工夫します。

#### ④ 環境負荷のより低いツアーに向けた取組の推進と普及啓発

本地域は、原始的な自然や特異な自然が多く残された地域でもあります。ツアー実施者は周囲の環境に与える負荷が少ないツアー実施法を常に意識するとともに、地産地消などの考え方も含めた総合的に環境負荷の低いツアーを実施し、その仕組みと意義を参加者に解説し、参加者の環境への意識の向上を図ります。

#### ⑤ ツアー終了後の持続的な取り組みにつながるよう配慮する

ツアーでは、可能な限りツアー参加者がツアー終了後にも続けられる取組を紹介し、環境保全への取り組みを広げます。

## (2) 地域住民に対する普及啓発の方法

外部から来られる参加者だけでなく、地域住民の方々にこそ知っていただきたい環境問題も少なくありません。これらの地域住民の方々を対象としたツアーの実施について検討をするとともに、他のツアーにも地域住民の方々が関われる機会をできるだけ提供することで、普及啓発を進めます。

## (3) 子ども達への環境教育の推進

エコツーリズムを通じて、子ども達に環境問題への理解を深めてもらうことは、地域社会の将来にとっても非常に有益です。さらに地域に暮らす子ども達が地域の自然への理解を深めることは、環境保全だけでなく地域の自然や密接な関わりのある産業を愛する心を育てることにつながります。将来的に弟子屈の良さを理解し、外部の人々に伝える役割を担う人材に育っていくことが期待できます。環境教育の推進については、これまでも「てしかがジュニア自然ガイド」等の取組が進められており、今後も弟子屈町環境基本計画の方針に則り推進していきます。

## 2) 他の法令や計画等との関係及び整合性

### (1) 主な関連法など

エコツーリズムの推進に当たっては、41～42ページに掲げた自然観光資源の関連法に加え、以下の法令等・制度等も関わってきます。

#### ① 法令等

| 名称                              | 概要  | 所管官庁  |
|---------------------------------|---|-------|
| 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 | 農山漁村活性化のための計画策定・支援等   | 農林水産省 |
| 旅行業法                            | 旅行業を営む場合の登録   | 観光庁   |
| 道路交通法                           | 道路を通行する場合の規制等   | 警察庁   |
| 道路運送法                           | 旅客を自動車で運送する場合の許可制度  | 国土交通省 |
| 医師法                             | 医療行為に関する規制  | 厚生労働省 |
| 北海道観光のくにづくり条例                   | ■基本理念<br>・自然、景観等の環境の保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用すること。<br>・豊かな自然にはぐくまれた食材及び食文化の魅力（以下「食の魅力」という。）を生かすこと。<br>・高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮すること。 | 北海道   |

## ② 制度等

| 計画等名称           | 概要  | 所管官庁等 |
|-----------------|---|-------|
| 北海道観光のくにづくり行動計画 | ■目標<br>・環境と共生する観光<br>・地域の資源を活かした観光振興<br>・観光振興による地域と経済の活性化 | 北海道   |

### 3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

#### (1) 農林水産業などとの連携方策や配慮事項

##### ① 連携方策

本地域においては観光と並んで酪農業は今後の地域の機軸となるべき産業であり、また魚類が豊富な屈斜路湖が存在することから水産業もツアーにおいて重要な役割を持っています。ツアーで地産品の積極的な活用を推進することで相互にメリットが得られるよう連携を進めます。

##### ② 配慮事項

ツアー実施者や参加者は、他人の所有地や農地、牧場、林地への無断立ち入りはしないよう注意します。また、河川で魚類の観察などをする場合にも、関係団体へは事前に相談したうえで、ルールに従って利用します。

### 4) 地域振興

#### (1) 地産品の活用

ツアー実施者が、ツアーで使用する商品や飲食物などは地元資本の事業者が作ったものなどを積極的に利用したり、商品の特徴や良さを参加者に説明することで、参加者も納得して購入することができ、地域の経済的な振興にもつながります。

#### (2) 滞在日数増加のための取組

観光関係者は、弟子屈への観光旅行者の宿泊や連泊型の滞在利用につながるよう、可能な限り地域内で実施されるツアーの情報を提供します。

#### (3) リピーター育成のための取組

ツアー実施者は、ツアーの参加者に対して本地域における他の観光資源やツアーの魅力、違う季節の魅力を積極的に紹介することで、参加者が本地域を再訪（リピート）するよう働きかけます。また、メーリングリスト等の情報提供の活用によるリピートの促しやリピートした参加者が二度目以降の来訪でも満足できるよう、ツアーや地域の改善のためアンケート等の活用による満足度向上の取組も進めます。

## 5) 地域住民の生活や習わしに対する配慮

### (1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項

ツアー実施者及び参加者は、ツアーが本地域や周辺地域の住民の生活や文化に悪影響を及ぼさないような配慮します。

## 6) 安全管理

### (1) 安全管理に関する配慮事項

エコツアーの推進や実施に関わる関係者は、全ての参加者やツアー実施者の安全を確保するために万全の備えで、最大限の注意を払います。

また、ツアー実施者は万が一の災害に備え、対応できるよう平時から準備等を進めます。

## 7) 全体構想の公表

### (1) 公表の方法

全体構想の作成、変更、または廃止を行ったときは、町の広報及び町や協議会のホームページなどで周知します。また、必要に応じて協議会が、説明リーフレット等を作成・配布し広く公開する方法も検討します。

## 8) 全体構想の見直し

### (1) 点検及び見直しの時期

全体構想策定後も、ツーリズムの推進に伴い、様々な課題が発生することが予想されます。そこで、本全体構想については、策定1年後の時点で発生した様々な課題を整理し、協議会において見直し作業を開始します。第1回目の見直し作業は、1年以内に実施し、3年目からは見直した構想にてエコツーリズムの推進に取り組みます。

また、その後は毎年実施状況を点検し、協議会にて共有し、課題や対策について整理しつつ、5年ごとを目途に構想全体の見直しを行います。但し、必要が生じた場合は随時、見直しを行います。